

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年5月15日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1. (1) 第9回原子力規制委員会が、明日5月16日午前中に開催されます。

議題は6件予定されております。順次、補足説明をいたします。

まず、議題1「原子力発電所における配管支持間隔の設定方法について」。こちらにつきましては、去る5月7日の原子力規制委員会臨時会議におきまして、川内原子力発電所1号機の特重の工認について審議を行いました際に、特に論点の1つとして挙げられました定ピッチスパン法の適用につきまして、公開の会合で検討するよという指摘を頂いたところでございます。これを受けまして、今回の定例会において、本件についての今後の取り組み方針について審議をいただくというものでございます。

次に、議題2「中深度処分等に係る規制基準等の策定について－廃炉等廃棄物検討チームの検討を踏まえたALARAの適用に関する検討－」。こちらの内容でございますが、先般、1月及び3月の原子力規制委員会におきまして、中深度処分の規制基準等へのALARAの適用の考え方について議論が行われ、その適用の考え方が了承されたところでございますが、その内容につきまして、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームで議論を行いまして、その際に幾つかの指摘などがあったというところでございます。その検討チームでの議論を踏まえまして、考え方について一部を再整理を行ったところでございますので、その考え方について委員会に御報告し、議論をいただくというものでございます。

次に、議題3「今後の研究評価の進め方について」。こちらは先週の第7回の原子力規制委員会におきまして、安全研究の評価の今後の進め方について議論がなされたところでございますが、その際にございました議論及び指摘を受けまして、今後の進め方について再整理を行いましたところ、その内容について委員会に御報告をするというものでございます。

次に、議題4「平成29年度第4四半期の保安検査の実施状況等について」。こちらは29

年度の第4四半期の保安検査の実施状況について、委員会に御報告をするというものでございます。

次に、議題5「我が国における2017年の保障措置活動の実施結果について」。こちらは2017年中に実施をいたしました保障措置検査などの保障措置活動の実施の結果について、委員会に御報告を行うというものでございます。

最後に、議題6「原子力施設安全情報申告制度運用要領等の改正について」。こちらは政府として定められております「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」、これの改正が行われたところでございますので、これを踏まえて、原子力規制委員会におけます原子力施設安全情報申告制度運用要領等の改正を行いましたので、その内容について委員会に御報告をするというものでございます。

次に、広報日程の2ページ目でございます。上段、5月17日木曜日、(3)の審査会合についてでございます。この日の議題としては、3件の審査が予定されてございます。

まず、1件目といたしまして、東北電力・女川発電所2号機につきまして、炉心損傷防止対策などについてのコメント回答を予定してございます。また、同じく女川2号機につきまして、柏崎刈羽の審査で得られた知見の反映についての審査も予定しているところでございます。

次に、2件目といたしまして、日本原電・東海第二原子力発電所の工事計画認可に係る審査を予定してございます。こちらは前回に引き続きまして、論点の抽出についての整理・議論を行うということを予定しているところでございます。

次に、3点目といたしまして、四国電力・伊方発電所3号機につきまして、第3電源の設置に係る設置変更許可に関する審査といたしまして、こちらはコメント回答に係る議論を予定しているところでございます。

次に、広報日程の3ページ目でございます。(8)の審査会合についてでございます。こちらは5月18日金曜日に予定されている地震・津波関係の審査会合でございます。

議題は、記載されておりますように、東北電力・東通原子力発電所の敷地の地質・地質構造についてということで、いわゆる敷地内の破砕帯の評価についての審査を行うことを予定してございます。

次に、その下、5月21日月曜日、(10)でございます。第11回検査制度の見直しに関する検討チームの開催を予定しております。こちらは検査制度の見直しに関するワーキンググループの検討状況についてということで、前回の検討チーム、こちらは1月でございましたが、その開催以降、4回にわたってワーキンググループを開催し、議論を進めてきておりますので、その状況について報告し、議論をいただくという予定でございます。検査の独立性などについて、議論になるものと考えられております。

私からの御説明は以上でございます。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方。デミズさんからお願いします。

○記者 読売新聞のデミズといいます。よろしくお願いします。

明日の委員会の議題1なのですが、定ピッチスパン法でしたか、どういうものなのか、何が問題なのかというのを簡単に説明してもらえると助かります。

○大熊総務課長 ちょっと分かりにくくて恐縮でした。

極めて技術的な内容でございますので、詳しくは明日の委員会でお聞きいただきたいと思いますが、あらあらを申し上げますと、こちらは先ほど申し上げましたように、川内1号機の特重の工認の中で、論点の1つとして挙げられたものでございます。その際に、こちらは公開の場で議論を行うということになったというものでございます。

内容でございますけれども、耐震性の評価におきまして様々な手法を用いるわけですが、その中で定ピッチスパン法という方法がございます。これは比較的簡略な方法でございますが、こちらが使われることの妥当性・是非ということが議論になったということでございます。

もう少し補足いたしますと、こちらを適用する場合には、共振するおそれがないような設定というのが行われる必要があるということですが、こちらは水平方向については設定されているけれども、鉛直方向についても、そうした設定を行う必要があるのかどうかということが、こちらの川内の特重の工認の際に議論になったと。こちらについての議論は、川内原子力発電所のみならず他の原子力発電所にも関係する可能性があるということで、こちらは公開の場で、極めて技術的な内容であります、議論を行うということになったということでございます。

詳細は明日お聞きいただきたいと存じます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

ごめんなさい。先ほど聞き逃していたら申しわけありません。あすの委員会の議題6の情報申告制度の運用要領の改正、これをもう少し詳しく、何がどう変わるというようなものを把握していれば、お願いします。

○大熊総務課長 こちらは政府全体共通のルールといたしまして「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」というものが定められているところでございます。こちらが平成29年3月下旬に改正されたということで、これを踏まえて、各省がいわば一斉に関連するそれぞれの制度改正を行っているところでございまして、原子力規制委員会について申し上げますと、原子力施設安全情報申告制度という

ものがあり、その運用要領がございます。また、職員等からの通報等についての対応要領というものがございます。これらを政府全体のガイドラインを受けて改正を行いましたので、これについて委員会に報告をするというものでございます。

○司会 ほか、ございますか。タケオカさん。

○記者 共同通信のタケオカと申します。

明日の議題2番についても、これまでの経緯を含めて、もう少し詳しい御説明をお願いします。

○大熊総務課長 議題の2点目でございますね。こちらはかなり経緯が、議論を重ねてきているテーマでございます。中深度処分等に係る規制基準ということで、かなり以前から議論を行ってきておりまして、ALARAの考え方をどのように適用するかということで議論を行ってきているところでございます。

そのALARA適用の基本的な考え方について、原子力規制委員会で何度か議論を行い、特に最近では1月24日、それから、2月21日に議論を行って、基本的考え方の確認を行ったというところでございますが、それについて、またより具体的な内容を検討してきた検討チームがございますので、そちらの検討チームにおきましてその考え方を報告し、議論を行ったと。その際にまたそこでの議論・提言がございましたので、これを委員会にまた御報告をして、議論を行っていただくというものでございます。

もう少し内容について、本当に概略ですが、お話し申し上げますと、規制委員会で整理した考え方について、例えば公衆の被ばく線量が100マイクロシーベルト・パー・イヤーを超えないという考え方を整理したところですが、その考え方について、もう少し議論を深めて再整理してはどうかといったような議論が検討チームでございましたので、それに限りませんが、そうした点、何点かについて委員会に再度御報告をして、議論をいただくということでございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—